第 11 回　神奈川県営水道事業審議会　議事録

日時：令和 6 年 8 月 6 日（火）13：30～15：45
場所：神奈川県新庁舎　10 階　A 会議室

会議次第

1　開会
2　議題１：会長及び副会長の選出
　　議題２：水道料金の改定について
　　議題３：経営計画の実施結果について
　　議題４：審議会検討項目について
3　閉会

出席者（50 音順、敬称略）

岩橋 藍、宇野 二朗、太田 正、木村 郁子、小泉 明、小泉 清、士野 顕一郎、高橋 晶子、ノヴィコヴ 瑠美

【1　開会】

・委員改選後、初めてとなる審議会の開催にあたり、髙澤公営企業管理者企業庁長から挨拶があった。

（髙澤企業庁長）

本日は猛暑続きの中、また、お忙しい中、神奈川県営水道事業審議会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

この審議会は令和 3 年度末に設置しまして、これまでの 2 年間、将来の水道事業についてどのような姿をイメージしながら進めていくべきなのか、そのための施設整備はどうあるべきなのか、その原資はどうあるべきなのかといったことを御議論いただいてきました。昨年 11 月に答申という形でまとめていただき、おかげさまで県議会の理解も得て条例改正議案が可決となり、今年の 10 月から新たな水道料金という形で見直しをさせていただく運びになりました。委員の皆様には、これまで本当に議論を尽くしていただきました。ただ、その通りに事が運ばなかったという部分がござい

まして、私どもの力不足というところもございますけれども、やはり前回の水道料金の見直しから 18 年という長い時間が経ち、その間、我々からすると何とか値上げをしないで耐えられないか、経営努力で何とかできないかということで努力を積み重ねてきたところはあるものの、その結果が、この物価高騰下で多くの県民の方が苦しんでいる中で水道料金を上げざるを得ない状況になりました。ライフラインの中心にある水道の料金を上げるということについては、多くの県民の方から様々な御意見をお寄せいただきました。給水区域内の市町や県議会からも御意見をいただきました。我々が良かれと思って値上げをしてこなかったことが、逆に歪みとなり、大きな値上げに繋がってしまった一因であることについて、これから先は県民の方々との対話を通じて、どういったタイミングで、どういった状況になった場合に水道料金の見直しという議論をしていかなければならないのか、様々な機会を通じて議論していくことが必要ではないかということを、改めて感じた次第です。

また、審議会では、「社会福祉減免制度」について原理・原則から検討すれば市町の一般会計で負担していくべきではないかといった御意見があり、市町の方々もその点は御理解いただいているのですけれども、やはり実際の負担が伴いますし、これまで県企業庁が様々な事情の中で独自に導入してきた制度であるにも関わらず、いきなり市町で負担すべき内容ということで話が通るような、そんな簡単な話ではないというところもよく分かりました。

これまでの御審議や、とりまとめていただいた答申によって、水道料金の見直しに道筋をつけていただきましたけれども、長いスパンで見て水道料金のシステムを安定的なものにしていくのは、本当はこれからなのではないかと感じています。県議会からの御意見の中に、企業庁の借金体質という点への追求もありました。先ほどの話の裏返しになりますけれども、水道料金を上げずに水道管や施設の整備を進めていくためには借金に頼らざるを得ないという状況の中で、全国の中でもトップクラスの借入金の依存度となっており、果たしてそのような状況で良いのかといった議論がなされたところです。

今回の水道料金の改定を行うことが峠になると考えていた部分もあるのですけれども、むしろ、これから将来を見据えて、どのような形で県民の方々、市町、議会と議論を続けながら、安定した水道事業が確立できるのかについて、新しい体制となった審議会の皆様に今後、御議論いただきたいと思っております。委員の皆様方にお願いしたい部分が、我々としては予想以上に大きくなってしまったところもあり、心苦しい限りではありますけれども、これからの 1～2 年間、新たな委員の皆様方に様々な形で、我々企業庁がどう歩むべきかというサジェスチョンをいただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【２　議題１：会長及び副会長の選出】

・委員の互選により、会長は小泉 明 委員、副会長は太田 正 委員に決定した。

【２　議題２：水道料金の改定について】

・資料５「水道料金の改定」について、事務局より説明した。

（小泉会長）

ありがとうございました。

審議会からの答申後、ギリギリまで財政収支見通しを精査し、改定率を圧縮されたということや、物価高騰の中での政策的な判断もあって、改定の影響を緩和する工夫を行ったという内容でした。

また、改定実施に向けた広報について、様々な方法で実施しているとのことでした。

説明は割愛されていますが、資料４「県営水道の現状」の内容でも構いませんので、御意見等があればお願いしたいと思います。挙手していただければ、事務局職員がマイクを持って参ります。いかがでしょうか。

（小泉委員）

資料４の８・９ページ「県営水道の経営状況」では、有収水量が減って、水道料金収入がそれ以上の割合で減っていることが見て取れるが、そういった減少の事実が分かっていながら、何故ここまで値上げが我慢できたのか。

また、今回、一気に 20％程度も引き上げるとのことだが、質問や意見が出ているように、諸物価が上がっている状況で値上げをせざるを得なくなったという、時期的に最悪の時期になっている。今までの経営努力で我慢してきたということ自体はそれなりに評価するけれども、実にタイミングが悪いということが言える。何故ここまで遅れてしまったのか、理由があれば説明をお願いします。

（事務局）

県営水道は概ね５年間を１つの計画期間として運営する形で、そのサイクルを繰り返してきています。令和元年度から令和５年度までの５年間の計画を作る際に、すでに水需要が減少傾向にあり、なおかつ、人口減少局面も見えてきた中にあって、中長

期的に見て老朽化にどのように取り組んでいくかが、重要な局面となりました。その際、管路更新のペースを上げていくためには財源をどうするか議論をしていますが、当時は、水道料金として御負担をいただくのではなく、金利の状況等も踏まえて、借入金で、増加していく事業費を賄うことを目論んでいました。

ところが、令和 3 年度に中間点検ということで、一旦我々の事業の展開であるとか財政収支の状況について点検を行った結果、労務単価の上昇や資材費の高騰等、工事費の上昇局面を迎えてきたということで、水道料金の見直しについても着手しなければならないという機運が高まってきました。

加えて今後、地震が起こった際に備えてどの程度の投資をして施設整備をしていくかといったことについても、災害が起きた際に安定的な供給をどこまでやっていけるのか、皆様の暮らしに関わってくる部分になりますので、周囲で発生している震災の被害状況等を見ると、今後はより一層の強化をして、令和 6 年度からの計画では 1 段設備投資のギアを上げていかないといけないといった局面だと感じています。

基本的には、5 年間の計画を作る際に、先の見通しも含めてある程度の予測をつけて事業経営を進めてきていますけれども、より施設整備を進めていかなければいけない局面ということで、今回の改定をお願いするに至ったという形になります。

（小泉会長）

ありがとうございました。

その他に御意見、御質問はありますでしょうか。

宇野委員、お願いします。

（宇野委員）

2 点質問があります。14 ページで平均改定率を 25％から 22％に引き下げたと書かれていますが、資料に記載されている「64 億円」・「26 億円」・「31 億円」で計算すると、改定率がもう少し低い感じがします。収入の前提となっている水道料金収入 2,076 億円には何か変更があったのでしょうか。

もう 1 点は、45 億円の借入れをすることで激変緩和措置を講じたということでしたけれども、この措置を行うためにどの程度のコストがかかるのか、どういった金利で借りて、将来にどの程度の利息が発生するのか、お伺いしたいと思います。

（事務局）

1 点目については、14 ページに削減額を記載していますけれども、支出を削減した際に、この財源の裏付けとして予定していた借入金も伴って減額せざるを得ないとい

った事情があり、収入・支出が相まって3ポイントの削減といった結果に収まったという形になります。

それから15ページの内容、借入金を45億円増額しつつ、1回の改定ではなく3段階で分けるといった部分ですが、借入金を増額することで経営上のリスクが増大することは検証したうえで、それでもなお、当面の事業運営に関しては、リスクを抱えたとしても運営できると見込んでいます。それよりは、むしろ、県民の方々が物価高騰下で苦しんでいるという状況の中で、こちらだけのお願いではなくて、我々もできる範囲でのリスクを抱えた上でお願いするということで 3 段階の改定に至ったというところです。金利等の状況の検証について事務局から補足をお願いします。

（事務局）

今回増額する45億円は5年間で分散されているため正確な数字ではありませんが、利息の計算は、審議会でもお示しした過去平均1.78％としています。利息の影響としては9億円程度という試算になっています。

（宇野委員）

１点目はよく分かりました。

２点目については、やはりこのような激変緩和措置をするのであれば、それはそれ相応のコストがかかっているということだと思いますので、コストはきちんと表現した方が良いのではないかと思います。これまで大変な努力をして、良かれと思って料金改定を回避してきたにも関わらず、今、何故このような状況になったのか問われているわけですので、今回も県民の方々の生活を考えて緩和措置を講じることはとても重要だと思うのですけれども、当然その措置にはコストがかかっていますので、それが将来に影響を与えることについては、どこかで説明をした方が良いと思います。

（小泉会長）

ありがとうございました。

事務局の方で承知しておくようにお願いします。

その他の方はいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

（高橋委員）

広報について、「さがみの水」や「改定のお知らせ」等、手軽にお伝えできる形で、分かりやすく伝えられるように工夫していただいていると思いますが、先ほどの宇野委員の話とも繋がるのですけれど、企業庁としてかなりの努力をして、なるべく値上

げをしないような財政運営をしてきたと思います。しかし、やはり上げざるを得ない状況にあって、それでも単に上げるのではなく、最大限の工夫をしながら、必要最小限の水準になるように検討した結果だというところがおそらく最も御理解いただきたい部分ではないかと思います。紙面も分かりやすいのですけれども、一般的と言ったら良いのか、基本的な部分の説明は書かれているのですが、皆さんがされてきた努力の中で、どのように考えて、こういった現状に至っているというところがもっと伝わると、より住民の方々の理解に資するのではないかと感じました。是非、そういったところも丁寧に説明していただいて、より理解をしていただく。何もしてこなくていきなり上げるわけではないということ、何故段階的な改定にしたのかということ、段階的な改定についても見方によっては「何故3回も上げるのか」といった見方をされますけれども、そうではなく、影響を緩和するために3段階に分けて緩やかに上げていくという考え方が背景にあることをきちんと伝えることこそが、住民理解を得ていくことに繋がってくると思いますので、引き続き広報の中でしっかり伝えていっていただけると、より良いのではないかと感じました。

（小泉会長）
　ありがとうございました。
　他の方はいかがでしょうか。士野委員、お願いします。

（士野委員）
　今までに出た御意見と重複する話もあるのですけれども、今回の「さがみの水」について、例えば物価が上がっていることについてはほとんど触れられていないように感じました。
　一方で、心配に思っていることがあって、以前にも申し上げたかもしれませんが、今回の料金改定に向けて様々な試算をされた時点と、現時点において、例えば労務単価であったり資材であったり、そういった単価がだいぶ変わってきているのではないかと思います。それもおそらく、高い方に変わってきていると思うのです。それに加えて金利が上がるような話にもなってきており、5年に1回の計画ということではあるのですけれども、やはり取り巻く環境変化が激しいことを踏まえて、県営水道の経営がどういった状況なのか、今はどのような前提のもとでこのような料金になっているけれども、実はすでにこれだけズレが生じているといったような話は、社会と細かくコミュニケーションを取っておく必要があるのではないかと思いながら説明を聞いていました。
　質問ではなく、意見として発言しました。

（小泉会長）

ありがとうございました。

全国的に見ても、3年連続での値上げという事例は私も初めて聞く話なので、良い方向に転ぶのか悪い方向に転ぶのか、この先の状況を見てみないと分からないと思っています。先ほど高橋委員や士野委員の御発言にもありましたように、上手に県民の皆さんにお知らせしながら、ギリギリのところまで検討したということ、県民の皆さんにとって良かれと思ってやっているということが滲み出るように、これからも広報をしっかりとやっていく必要があると思います。良かれと思って行った段階的な改定が、あまり良い印象にならない可能性も一定程度はあると思いますので、この審議会の中でも、県民の方々の御意見をしっかり聞いていくということが大事だと思います。

この改定がうまくいけば良いのですけれども、実際どうなるのか、全国に先駆けてこういった方法がうまくいくのであれば、他の事業体でも県営水道の事例を参考にするでしょうし、こういった料金改定については一過性の方が尾を引かないということになれば、また方法については考えていかないといけないと思います。

原油価格は上昇を続けていますし、人件費もこれから上がらざるを得ない状況にあります。さらに金利も上がっていくという、世界的にも経済が右肩上がりで変化していくでしょうから、そういった中で料金がどうあるべきか、今までとはまた違うフェーズに入ったような気がします。

さて、他には何かありますでしょうか。岩橋委員、お願いします。

（岩橋委員）

水道料金の改定率22％ということで、インパクトのある数字だと思っていますが、この料金改定を行うことによって、今後発生する確率が高い大規模地震に備えて戦略的な管路整備を進めていくことが大切だということは理解しました。戦略的な管路整備については、資料5の5ページに説明がありますけれども、30年後の効果として、復旧までの日数が30日から18日になると記載されています。効果としてはすごく大きいと感じる一方で、以前、学校現場にもいた身からすると、やはり18日間も水が出ないとなると、生活する上ではかなり厳しいと感じてしまいます。災害が発生した際には、破損した水道管の修理等を進めることも必要だと思いますが、水が出るまでの間の給水活動等の対応については、どういった取組があるのか教えていただきたいと思います。

（事務局）

水道の復旧まで、どのような給水活動をするかという御質問ですが、県営水道の給

水区域は 12 市 6 町に跨っています。給水区域の各市町において、地域防災計画といった計画が定められており、国や県でも定められていますが、その計画の中ではそれぞれに役割があります。県営水道には早期復旧に尽力するといった役割があり、市町には応急給水を行うといった役割があります。また、市町が応急給水をするために、災害用指定配水池という、地震が起きたときに一時的に水を貯めておく施設がありますけれども、そこで貯めた水を各市町に渡して、市町が行う応急給水を支援するといった連携も行います。そういった取組によって復旧まで乗り切っていくこととしています。

能登半島地震においても、同様に給水活動をしていまして、能登半島の場合は職員が少ないということで、全国の水道事業者が加盟している「日本水道協会」を経由して全国各地から職員が応援に駆け付けました。仮に神奈川県内で大災害が発生して、県営水道だけでは対応できないといった事態になっても、関東地方の事業者に応援を要請したり、あるいは全国に広げたりと、そういったことができますので、ハード面に加えてソフト面でも対応していくことができる体制となっています。

（小泉会長）

ありがとうございました。

先ほど挙手されていたノヴィコヴ委員、お願いします。

（ノヴィコヴ委員）

これまで借入金の活用ですごくがんばって我慢してきたということは、「さがみの水」のＱ２の記載からも分かるのですが、そもそも水がないと生きていけないので、国から補助金等はもらったりできないのでしょうか。

（事務局）

補助金については、限定的ではありますが、国からの補助金として用意はされています。主に耐震化に係る事業費・工事費に対する補助となりますが、補助金を受けるためには様々な要件がありまして、例えば、水道事業は独立採算制を原則に事業経営を行っていますけれども、独立採算制というものは、事業にかかる費用を、水道料金収入で賄うのが前提となります。そうしたときに、例えばその地域によって水道料金を大幅に上げなければいけないとか、全国の水準より高いといったところについては、事業費を確保するのにさらにまた水道料金収入を求めるとなると、使用者の方の負担がとても大きくなってしまうため、そういった事業体に補助金を優先的に出していくことが多いように感じます。

県営水道はこれまで全国平均よりもかなり安い料金水準を維持してきたということもあり、耐震化等に関する補助金自体はあるのですが、補助金を受けるための要件に合致しないなど、収入として得るにはなかなか難しい面もあります。

（小泉会長）
ありがとうございました。
それでは、太田副会長、お願いします。

（太田副会長）
料金部会で議論をしてきた当事者でもありますので、少しお話をさせていただきたいと思います。
最初に、何人かの委員の方々が言われておりました、３段階値上げの話ですけれども、もう少し別な表現で示された方が良い気がします。具体的に言いますと、15 ページで「段階的な改定」と小見出しで記載されていますが、このタイトルからは、段階的に改定が３回あるというダイレクトな印象を受けるのですけれども、本質は激変緩和措置です。それがどのように受け止められるかということについては、私も会長と同じく心配に思っているところで、この趣旨は「３回値上げをします」ということではなく、「激変緩和措置として取り扱います」という趣旨ですので、そのことをもう少し前面に出して説明された方が良いと思います。
それから、今回の改定において、どこが肝になるかと言いますと、8 ページと 9 ページを見ていただきたいです。もちろん、改定率というものは、具体的にどの程度、今の料金水準から引き上げるのかということであって、これが料金水準の議論になります。部会としては 25％という結論を出しましたが、最終的には様々な考慮をされて 22％に落ち着いたということだと思っています。部会の中で、主に中心的に議論して具体的な料金表という形でまとめていく作業をした上では、前提としての議論は 8 ページと 9 ページであって、要するに、料金体系というものは、料金でもって回収する総額をどのように、利用者の間で負担していただくのかということになるのですが、それは基本料金と従量料金の２つに分かれているわけです。そのうち基本料金とは、「これだけ使ったからこれだけお支払いいただきます」ということではなく、「使っても使わなくても、固定的に負担いただく」料金のことを言っています。従量料金とは、「使った分を御負担いただく」という料金になっています。
そういった料金の考え方と、水道事業にかかる費用を照らし合わせますと、使っても使わなくてもかかる費用を「固定費」と言いますけれども、基本的に、固定費は基本料金で賄うということが原則です。9 ページを見ていただきますと、固定費の割合

が 9 割を超えていますので、原則どおりに料金体系を作った場合、基本料金が全経費の 9 割以上を占めることになります。基本料金は水を使っても使わなくても払わなければいけないものですので、基本料金があまりにも高額になると、そもそもサービスを使うことすらできなくなるという、大変大きな問題が出てしまいます。そのため、本来ならば固定費は基本料金として回収すべきものですが、かなりの部分を従量料金、つまり使った量に応じてお支払いいただく料金の方に振り分けています。その振り分ける割合をどうするかということは非常に大きな問題で、先ほど述べたような形で固定費の大部分が従量料金に割り振られているために、水の使用量が減るほど固定費の回収率が低くなってしまうというジレンマのもとにあったわけです。本来のように固定費をどうやったら基本料金で回収できるのかということは 1 つの大きなテーマでした。

もう 1 つは「生活用水の低廉化」、これは水道事業の本来の趣旨でもありますが、そういったことに基づいて生活用水をなるべく抑えていく中で、「かかった費用は利用者に負担いただく」という独立採算制の枠組みで考えていきますと、先ほど補助金の話が出てきていて、補助金はいわば外部からの財政的な支援という形で行われるものですけれども、利用者間で振り分けていく形の補助、これを内部補助と言っていますけれども、事業用の大口の使用者から生活用の小口の使用者に対して補助をしているような関係性にあります。それを資料の 8 ページで示しているわけです。従来は、水需要が非常に大きく増大していく中で、それに伴って水資源の開発や、あるいは施設整備にお金がかかりますので、そうしたものを何とか抑えていこうということで、そのためには水需要の増加の一因となっている大口需要者に対してもっと負担をかけても良いのではないかという考え方です。

また、もともと生活用水を低く抑えていくことが目指されていましたから、そういった状態が存在していた時代には、大口需要者から生活用水に対してコストの一部を負担してもらう形で割り振っていたわけです。それが資料 8 ページの図です。これは、需要構造の変化によってそれがうまく維持できなくなってきたことを表していて、この 2 つをどうやって確保したら良いのかということが、今回の料金改定の非常に大きなテーマだったと理解をしています。ただ単純に、収支が合わないから不足分を上乗せして改定をするというだけでなく、水道事業の構造的な問題にメスを入れて、今回の改定をしたということを御理解いただきたいと思います。

それから、そういうことも踏まえた上で、先ほど企業庁長から、今回の改定をした後に課題が残されたといった趣旨の話があったのですけれども、事務局として、料金改定以降にどのような課題があるのか、具体的に教えていただければと思います。

（事務局）
　後ほど、資料 7 の説明として、今後の審議会で検討いただく項目という形で整理をしていますので、少し重複してしまうのですけれども、今回、例えば、答申において、太田副会長が先ほどおっしゃられたような、基本料金収入割合を上げていくといった内容があって、なかなか理想の水準までは上げられていませんけれども、今後どういった道筋をつけて上げていくべきかといったことですとか、または、先ほど企業庁長が冒頭の挨拶の中で、社会福祉減免制度について本来の原理・原則的な部分はすでに御議論いただいているのですけれども、実態としては原理・原則どおりに回っていくわけではないこともあります。こういったものについて、これから市町とも議論を重ねていきますけれども、本来どうあるべきか、どのように着手していくかといったあたりについては、また審議会の場での御議論をお願いしたいところもございます。
　それから、資料 17 ページで改定料金表をお示ししていますが、最も多く水量を使っている 1,001 立方メートル以上の単価について、点線囲みで、「老人ホーム等については 366 円」という、一段階前の単価で打ち止めにするといったことも、配慮策として講じています。これについては、いわゆる激変緩和措置的な意味合いもございますけれども、本来、水道については、先ほど太田副会長から、今まで大口の需要家からいただいた料金で、生活用水、家庭用料金をある程度まで低く抑える、補填をしていくとのお話もありましたが、そういった仕組みで家庭用に関しては少し安く抑えてきましたけれども、今回大きく料金体系を変えようとすると歪みが出てきてしまう部分がありまして、企業庁独自で一定の配慮策を行っています。
　こうしたものについて、将来的にどのように取り扱っていくべきか、といったところについても、まだ審議会の場で細かい議論まではいただいていないかと思いますので、今後の議論の中でお願いしたいと考えています。

（小泉会長）
　それでは木村委員、お願いします。

（木村委員）
　広報についてお伺いしたいのですけれども、この「さがみの水」は 5 月に配ったということですが、どういう方法で配ったのでしょうか。例えば新聞の折込にしているとしたら、新聞の購読率が非常に下がってきている中で、それ以外にどこかで紙媒体の広報紙を手に入れられる方法はあったのでしょうか。
　今度は「水道料金改定のお知らせ」を全戸配布とのことですが、料金や使用量のお知らせと一緒に届けるのかどうなのか。玄関にポストがないところが結構あるのです

けれども、そういった使用者に対してどういった方法でお知らせするのかお伺いしたいです。

（事務局）

「さがみの水」の配布方法については、現在、ポスティングという方法で約７割の御家庭に届くようにしています。どこにポスティングするかというところは、委託契約の中でポスティング業者の判断に委ねています。先ほど木村委員がおっしゃった新聞折込みについて、昔はすべて新聞折込みとしていて、新聞の購読率がある程度あった時代には効率的であったのですけれども、購読率が下がった今では、ポスティングという形に切り換えています。ポスティングもそれなりのコストがかかりまして、全戸にポスティングするとなると、１部当たりの単価が相当高くなってしまうため、今は全体の７割へのポスティングとしています。

それから、リーフレットに関しては御指摘のとおり、全戸配布ということで、いわゆる水道メーターの検針時に、検針票と言われる「上下水道使用量のお知らせ」と一緒にお配りする形で進めているところです。「上下水道使用量のお知らせ」とリーフレットを一緒にポストインするという考え方で委託していますので、確かに現地におけるポストの有無への対応という点では検針員の裁量に委ねている部分があるのも事実です。ただ、例えば現地にポストがない場合でも、検針票を郵送でお届けしている事例がありますので、現地にポストがないからと言ってお配りできないというところに直結するわけではなく、郵送等の方法を用いながら、なるべく手に取っていただけるように工夫しているところではあります。

（木村委員）

ありがとうございました。うちにはポスティングがなかったので、この広報紙も見ていなかったのですけれども、このような良いものがあるのであれば、もっと市民の方にお知らせしたかったという気持ちがあります。後で何部かいただいて、所属している会で配りたいと思います。

一方、ポスティングという方法は、配布先が非常に偏ることがあります。ポスティング作業をされている方を見かけることもありますが、配布すべき枚数を配布するということを優先して作業される場合もあるかと思います。そういうことのないように注意していただきたいと思います。

それから、この広報紙は公民館等には置いていないのですか。あるいは消費生活センターとか、駅とか、そういった配架スペースに置くことはしていないのでしょうか。

（事務局）
　公共機関への配架も一部お願いしていますが、手元に詳細な配架場所の情報がありませんので、確認して後ほどお答えしたいと思います。

（小泉会長）
　それでは、よろしくお願いします。
　その他の方は、よろしいでしょうか。
　神奈川県としては、かなり努力をして 25％を 22％に落とし、かつ、1 年目はさらに 16％まで圧縮して、次の年も 19％まで圧縮して、そのために 45 億円の借入をしなければいけなくなったということです。先ほど太田副会長からのアドバイスがありましたけれども、表現を少し工夫していただいて、毎年上がっていくという印象ではなくて、最初のところは血の汗を流して 45 億円を借金することで、影響を緩和したという苦労を、県民の方に分かっていただけるような表現が良いと思います。何だか毎年のように値上げしていくといった印象に取られてしまうと、１％でも上がることは消費者にとっては嫌悪感があると思いますので、そうではなくて補填されているということが伝えられれば、また違う印象になると思います。これからが本当の勝負ですので、どのような印象を及ぼすのか、本当に私も気になっているところです。

（事務局）
　先ほど木村委員から御質問いただいた、「さがみの水」の公共機関への配架についてお答えします。配架先として最も多いのは水道営業所という、県営水道の出先機関になりますけれども、県の出先機関として県政総合センター、土木事務所、保健福祉事務所等にも配架をお願いしています。それ以外には、銀行や郵便局にもお願いをしていますので、そういった施設では紙媒体の広報紙を手に入れられるかと思います。

（小泉会長）
　配架場所では、何部でも自由に持って行くことが可能なのですか。

（事務局）
　配架数、配布部数はこちらで決めていて、水道営業所での配架数が最も多くなっています。次に多く配架いただいている場所が、県の合同庁舎等にある県政総合センターになっていて、正直なところ、銀行や郵便局等については店舗数も相当な数になることもあって、１店舗当たりの配架数はそれほど多くはないところです。

（小泉会長）
分かりました。ありがとうございました。
確かにこの広報紙を郵送するとなると、手数料がかなりかかります。

【２　議題３：経営計画の実施結果について】

・資料６「神奈川県営水道事業経営計画(2019～2023)の実施結果」について、事務局より説明した。

（小泉会長）
ありがとうございました。
こちらの内容については、昨年度までの経営計画の結果報告ということで、一部の事業では若干の取り残しがあるものの、全体的に見るとなかなかよくできている印象を受けました。ほぼ全勝に近いような、打率で言えば９割５分を超えるような結果ではないでしょうか。
この内容につきまして、何か御質問等ありましたらお受けしたいと思います。
宇野委員、お願いします。

（宇野委員）
会長がおっしゃられたように、とても良い結果であったと思います。その上で１点お伺いしたいのが、12 ページの「水道料金収入の計画対比」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて水道料金の一律 10％減額を４か月にわたって行ったという部分です。このことについて、計画の中でどのように総括されているのでしょうか。

（事務局）
10％減額については、いわゆるコロナの一番初期の段階、緊急事態宣言が出されるといった状況の下で、県営水道として何ができるかを考えるところからのスタートになりました。コロナ禍では、水道を使ってうがい・手洗いをしていただく、コロナの一番初期の段階で、とにかく感染症拡大防止に向けてまずできることということで、水道を使った手洗いうがいを徹底することを勧めていくこととしました。それによって感染予防に努めていく、感染拡大を防止していくといったことを考えた次第です。
総括としては、例えば、量的に評価することはなかなか難しい面がありますけれども、県営水道として無理なく水道を使っていただくといったことで、感染防止に向け

て役割を果たすことができたのではないかと考えています。

（宇野委員）
　ありがとうございます。
　当時を思い起こせば、何ができるのか不透明な中で、とても積極的に対応されたという認識をしておりますが、一方で、今後のことを考えますと、また同じような状況になったときに同じことをするのか、といった課題もあります。減額等の原資として臨時交付金を使っているような団体も多くありましたし、また、手洗いということであれば家庭用に対象を絞っても良かったのではないかといった論点もあったかに思います。この先、同じようなことがないとは限りませんので、今後どのような対応をすべきなのか、整理しておくことも必要かと思います。

（小泉会長）
　ありがとうございました。
　他の事業体でも、コロナ期における需要の変化があり、家庭用水が増えても、業務用水が減ってしまえばやはり料金収入が落ちてしまうわけで、そういったこともあって、今、全国の事業体で料金改定という流れが起きているとも思いますし、宇野委員がおっしゃったように、今回のデータをしっかりと持っておくことで、何かまた新たなウイルスが発生した際にも参考になるのではないかと思います。
　それでは、小泉委員、お願いします。

（小泉委員）
　資料の 6 ページで、配水池の統廃合が数値目標として記載されていますが、これはどのような基準で統廃合をされたのか。例えば、耐震化率を上げるとか、老朽化したとか、そういうことで廃止をしているのだろうと思うのですが、私たち利用者からすると、この配水池というものは、応急給水拠点として非常に重要であって、これから起こる災害時に、18 日間も水が来ないということが先ほど触れられていましたけれども、近場にこういった配水池、給水地点があると非常に便利であるし、安心感もあります。そういった配水池を減らすことが果たして良いことなのかどうか、どういった基準で場所を決めているのか、そういった内容をお聞きしたいです。

（事務局）
　配水池の統廃合につきましては、県営水道は全国の水道事業者と比べて非常に配水池の数が多いという状況があります。これは過去の県営水道の成り立ちとして、給水

区域を順次拡張してきたことと関係していますけれども、配水池が多いと維持管理上の課題が生じます。今後はいかに維持管理を効率化していくかが課題となりますので、その配水池がなくても他の配水池から水を配れるような場所については、できる限り廃止をして、維持管理コストを抑えていきたいと考えています。

一方、あまりに配水池を廃止してしまうと、委員が懸念されているような、飲み水を蓄えるといった視点での課題があることも確かです。その点については、今、県営水道では 37 か所の災害用指定配水池等というものを定めていますけれども、市町と協議しながら、概ね 1 人当たり 120 リットルを蓄えるような形にしています。

効率化を図る一方で、災害用指定配水池でしっかり水を蓄えていくこととしていますので、そのバランスをしっかり整えながら、廃止できるところは廃止していくという考えで取組を進めているところです。

（小泉会長）

ありがとうございました。

その他はいかがでしょうか。岩橋委員、お願いします。

（岩橋委員）

先ほど配水池のお話がありましたが、私が住んでいる場所の近くの配水池も、現在は使われていない状況にあるのですが、長らくそのままの状態になっていて、特に変化が見られないように思います。そういった場所は、純粋に施設の作り的に変えることが難しいのか、跡地として活かす方法が難しいのか、そういった事情があるのでしょうか。審議会での審議とは離れてしまうかもしれませんが、もし可能であれば教えていただければと思います。

（事務局）

統廃合を進めていきますと、廃止された施設はいわゆる遊休資産となります。遊休資産はなるべく有効活用していくこととして、売却できるものは売却を進めていくとか、その他の用途があれば活用していくという考え方を採っているところではあるのですけれども、配水池となりますと、効率的に水を送るという視点から、上から下に自然の力を利用して水を流していけるように高台に配水池を設けることとなります。そうなると、高台にある施設の有効活用というのは、我々も様々な投げかけはするものの、地元の活用を含めて、なかなか難しい状況にあります。加えて、配水池は池と言ってもいわゆるコンクリート構造物ということで、コンクリートの箱のようなものがありますので、撤去費用等を考えるとそれなりに多額になってきます。そういった

ことで先行きが見通せず、廃止した後もそのままになっているという現状もあるかと考えています。

（小泉会長）
　ありがとうございました。
　その他の委員はいかがでしょうか。太田副会長、お願いします。

（太田副会長）
　全体としては順調に実績を上げていて、大変結構だと思うのですが、評価の捉え方と言ったらいいのか、あるいは位置付けというところで意見を申し上げたいと思います。この資料では、全体として何をどこまでやったのかという具体的な進捗の結果が示されていると理解をいたしました。その一方で、資料５の５ページ、戦略的な管路整備という項目があって、これは非常に画期的だと私は高く評価するところですけれども、その中で何が戦略的なのかという意味合いを込めて、「災害発生時における被害の抑制や早期復旧等の効果に着目」したと記載されています。言ってみれば更新率が何％とか耐震率が何％とか、具体的にどの程度の進捗をしたのか、あるいは事業がどこまで進んだのかというだけではなく、それによってどういった成果・効果が生まれたのかというところに着目されているということです。従って、例えば耐震化率が１％上がると、どういった成果が県民にもたらされるのか、具体的に言えば被害がどれほど抑制されるのか、あるいは、もし万が一災害があったとしても、復旧がどの程度素早くできるのか。こうした内容は、県民にとって知りたい情報だと思います。具体的に何％アップしたのかということとあわせて、それによってどういった成果が生まれるのかというところが示されているという点で、非常に画期的だと思います。実はこれはアウトカムと言われる指標、見方なのですけれども、実施結果の中では、そのアウトカムに値するものがあまり具体的には示されていないので、それが少し残念に思います。具体的にやったこと、できたことで、どういった成果・効果が生まれたのかという達成された最終的な状態を示していただくなり、それがどのあたりまで進んでいるかということを示していただけるとなおさら良いと思います。

（小泉会長）
　その他、特にないようでしたら次に進みますけれども、よろしいでしょうか。
　今、太田副会長のおっしゃった観点も非常に大事ですので、どうぞよろしくお願いします。

【２　議題４：審議会検討項目について】

・資料７「審議会検討項目」について、事務局より説明した。

（小泉会長）

ありがとうございました。

今後の進め方について、何か御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

士野委員、お願いします。

（士野委員）

もしかすると、資料３ページ目の「厳しさを増す経営環境の中での施設整備の推進」という項目に含まれる話かもしれませんが、前回の審議会においても、水道に関わる人材の確保、マンパワーの確保、技術者の確保といった話は、課題として出ていたと記憶しています。先ほどは労務単価、つまりお金の話から環境が厳しくなっているのではないかという心配をお伝えしたところですけれども、事業者の側からすると、工事を受けたいけれども、人手が足りず対応しきれないという場面が結構出てくるのではないかと思っています。そういったことも視野に入れて、検討課題として挙げておいた方が良いかと思った次第です。

（小泉会長）

ありがとうございました。

国では「ＤＸ」を推しているようですが、ＤＸという考え方は、ある程度仕事が楽になる方向に進まなければいけないところ、ＤＸという名の下に逆に仕事が増えてしまっている部分もあるように見えます。本当の意味でのＤＸ化を進めていかないと、今の人数では本当に手一杯になってしまうと思います。

東京都では「東京水道株式会社」という株式会社で水道をやっていくような組織を作っているわけですが、横浜市には「横浜ウォーター株式会社」があります。神奈川県や川崎市にはありません。名古屋市では、上下水道で「NAWS（ナウス）」という組織で、これから先、人員が減っていく、あるいは足らなくなるといった事態を見据えて、そういった組織を強化していこうという話が出ているようです。国では「公民連携」等の音頭を取っていて、「ウォーターＰＰＰ」をはじめ様々な方策を挙げていますけれども、やはり自分たちのところは自分たちで守らなければいけないと思います。いざというときに駆けつけるのは、そこの市町村の水道局ですから。今後そういった人材を削ってしまったら、誰が助けるのかということにもなるわけで、ぜひ、先ほど

士野委員の御発言にもありましたように、じっくりお考えいただければありがたいと思っています。

（太田副会長）

少し質問があって、3ページです。「今後の課題（想定）」の中で、２段落目「料金改定後の検討すべき項目」」の①ですけれども、「基本料金・基本水量の圧縮」とありますが、基本料金と基本水量の両方に圧縮がかかっているのでしょうか。少し説明いただきたいと思います。

それから、全体として料金水準が引き上げられてきますので、それに伴って体系の見直しを進めていけば、全体として生活用水を含めた料金負担額が上がっていかざるを得ないという全体の構造があります。その中で様々な考慮をされて、特に老人ホーム、あるいは社会福祉関係の減免とか、そういった、ある程度対象を絞った形で軽減措置を考えていくという趣旨だと思うのですが、このあたりについては、例えば海外の例だと、イギリスの民営化された後の現状の対応の１つとして、低所得者層で、しかも例えば大家族で水をたくさん使うような使用者に対しては、料金負担額が一定程度まで上がった場合には上限を設けるといった対応をしています。世界的にも手頃な価格、これは「アフォーダビリティ」と言いますけれども、フルコストを回収していくということを進めながら、一方で、そうした低所得者であったり、あるいは大家族であったりした場合には、そうした人たちにも水の提供を怠らないようにしようという両面で様々な苦労をしているというのが、今の世界的な潮流です。

従って、そのあたりのところも含めて、社会福祉減免とか、あるいは老人ホーム等を対象にした配慮とか、そういったピンポイントで個別に措置を講じることも大事なのですけれども、トータルとして、そうした軽減措置をどのように料金体系として組み入れていくのか、あるいは料金体系としてではなく、別の救済措置として対応していくのか、そのあたりは骨太の議論をした方が良い気がします。

（事務局）

ありがとうございます。「① 基本料金、基本水量の圧縮」については、先ほどの資料５、12ページを見ていただきますと、こちらは審議会の答申における料金表ということで、この基本水量については、基本的に水道メーターのいわゆる規格という性能に応じて基本水量を配分していく形となっており、これが理論的な答えになります。これに対して、17ページですけれども、私たち企業庁が考えた改定案というものがあります。どのような工夫、配慮を行ったかと言うと、基本水量を引き下げることで、基本料金の金額を圧縮しています。要は、教科書的な視点では、審議会から示された

料金表がいわゆる原理原則的なものではあるのですけれども、どうしても実態となると料金を負担していただくその負担感がありまして、17 ページで基本水量を引き下げて基本料金を圧縮するといったことを行っています。これは、いわゆる負担感を引き下げる、抑えるといったことを目的にしていますけれども、今後、次の改定に向けて、これからの受益と負担のあり方についてどういったことを考えていくべきなのか、そのようなことを検討すべき項目として記載させていただいたところです。

それから、広く大きな議論で、というお話がありました。いわゆる社会政策的な水道料金の捉え方ということになるかと受け止めています。今回の料金改定で口径別に移行したということは、先ほど言った、その受益と負担のあり方、いわゆる受益者負担というところに立ち位置を置くということで、体系の見直しを行っています。ところが、やはり社会政策としてどのように扱っていくか、ここについては、我々も広報しながら様々な御意見をいただいています。その中でよくある御意見が、「水道事業に税金が入っていないことにびっくりした」といったものです。いわゆる受益者負担という形で、料金収入で事業経営を行っていますけれども、今後の将来、水道も１つの社会インフラとしてどうしていくべきか、というところについては、水道事業者として閉ざすことなく、幅広い議論の中で、社会福祉という観点も含めて、という意味合いであると受け止めていますので、いずれ審議会でも御審議をお願いできればと考えております。

（小泉会長）

ありがとうございました。

宇野委員、お願いします。

（宇野委員）

「今後の課題（想定）」で何点か気付いたことをコメントしたいと思います。

基本的には料金の制度について議論するということで了解しているところですけれども、「その他」のところで、先ほど人材の話もありましたが、さらに、「厳しさを増す経営環境の中での施設整備の推進」の中にはＧＸへの対応をどうされていくのか、考えていく必要があるかと思います。これは、施設整備の水準に関わってくると思いますけれども、同時に、料金体系という意味で言うと、節水をどのように考えていくのかということに関連すると思います。人口が減少して量が減っていくので、料金体系もそれに合わせて量を増やそうという方向性は、ＧＸとは逆方向の動きになります。そうではなく、どのように節水と人口減少等をバランスさせるのかということも考える必要があるだろうと思います。

もう１点は、答申にもあったかと思いますけれども、料金のあり方について定期的に見直しをしていくということについてです。最後の項目に「分かりやすい広報」との言葉も出ておりますので、大別するとここに含まれると思いますが、料金の原価のあり方、料金原価情報とでも言うものについて、どのように整理して、どのように開示していくのかということについても考えても良いのではないかと思っています。苦労して経費抑制してきたにも関わらず、料金改定の際にはそれが批判されたということが今回の経験でもあろうかと思いますので、どれぐらいお金がかかっていて、それに対してどのような経営努力をして料金水準を維持しているのかということを、どうにかして広報できないかというところも検討の１つのテーマになりうるかなと思いました。

（小泉会長）

ありがとうございました。

私としても、今回は検討できませんでしたが、電気代やガス代のような、物価スライド型が気になっています。議会にその都度、改正条例を提案して手続きを踏んでいくのは、やはり更新率を１％からもっと上げるといったときには必要だと思いますが、原材料費や人件費が右肩上がりに上がっていく状況を踏まえると、物価スライド型で、上がった分だけ料金を上げられるような体系にできないか、今後検討する余地があるのではないかと思っています。そういったことを、様々な場所で申し上げているのですけれども、日本全体でそういった方向に、日水協あたりで基準を変えるぐらいの流れがあってもいいのではないかと、個人的には思っていますが、そのあたり、神奈川県発、企業庁発で可能かどうか、少し御議論いただけるとありがたいと思っています。

やはり、歯を食いしばってがんばり続けた結果が今回だと思います。そうではなく、それなりにスライド型で上がるものは仕方ないという整理にして、１日も早く耐震化を進め、しっかりと更新をしていくということであれば、さらにまた、その分は違う形で議会を通して料金水準を上げていく、そのように分けて進めた方が良いのではないかと考えています。そうでないと、全部一緒にやっていくと、本当にそのうち30％を超えるような、とんでもない数値が出てくるような気がしています。是非、今後検討していきたいと思いますので、皆様にも御配慮いただければと思います。

本日は新しい体制での審議会、初回ということですので、まだまだ御意見があろうかと思いますけれども、また次回以降、じっくり進めて参りたいと思います。今日皆様から貴重な御意見をたくさんいただきましたので、今日の審議会はこれにて終了とさせていただきたいと思います。本日、確認していただいた意見やスケジュールに沿って、今後、事務局と調整させていただきたいと思います。